令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一個)

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局(農産局) 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策·農村環境課/農地 資源課、農産局農業環境対策課】
政策の概要 【施策の概要】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の 推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(2) ・土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (2) 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、 農村を支える新たな動きや活力の創出	政策評価 実施予定時期	未定

	施策(1)	地域コミュニ	ティ機能の維	 持や強化											
	施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	地域コミュニ	ティ機能の糾	持や強化 に	向けて、世代	を超えた人	々による地域	或のビジョン	′づくり、「小さ	な拠点」のチ	形成等を推進	する。			
	目標① 【達成すべき目標】	農用地や集	&用地や集落の将来像の明確化を支援、地域の活動計画づくり等を支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
								度ごとの目 度ごとの実			指標一				
	測定指標	基準値	基準年度	. 目標値	目標値 目標 年度		3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		0%	- /r /r	100%	o fr. this	-	-	60%	80%	100%	C. *	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度~令和6年度)において、農業生殖活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。			
	農業生産活動等の体制整備に取 ア り組む集落協定のうち、新たに集 落戦略を策定した協定の割合		元年度		6年度	-	-	39%	令和6年 8月末 把握予定		- S↑-直				
		把握(の方法	作成時期:訓	k産省農村振 間査年度の翌 毎年度の中山	年度8月頃	[接支払制度	その実施状 液	況調査により、	農業生産	活動等の体制	整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握			
		達成度合いの 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								満					

目標② 【達成すべき目標】	「小さな拠点	」の形成の推	進									
	基準値					年月	度ごとの目	標値				
測定指標			目標値		年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類			
	地区	元年度	90	7年度	15 地区	30 地区	45 地区	60 地区	75 地区	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り 方を示す」に該当する指標を設定。	
地域活性化対策において、新たに ア 地域の将来を構想する計画等を策		九千茂	地区	7 千皮	16 地区	29 地区	41 地区	50 地区			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 地域の将来ビジョンづくりに取り組む令和2年度の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。	
定した地区数			出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査									
			達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

	施策(2)	多面的機能	の発揮の促	進									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			進に向けて、 確保、省力化			山間地域等	穿直接支払制	制度及び環境	5保全型農	業直接支払制	度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動	
	目標① 【達成すべき目標】	多面的機能	支払制度、「	中山間地域等	直接支払制度	度及び環境	保全型農業	直接支払制	度による多面	面的機能の	発揮の促進		
	70.0 cm 14c 120						• "	きごとの目 きごとの実			 指標一		
	測定指標	基準値	基準 年度	□目標値	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 	
	多面的機能支払交付金における、 地域による農地・農業用水等の保	35.0%				-	40%	42.5%	45%	47.5%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として 設定。	
			元年度	50%	7年度	-	35%	35%	令和6年 8月下旬 把握予定		- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以 外の多様な人材の参画率を令和7年度までに約5割以上とすることを活動指標としているこ とから、同指標を測定指標として設定。	
	全管理への農業者以外の多様な人材の参画率	把握(の方法	作成時期:記	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。								
			合いの 方法	達成度合=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
						-	50%	52.5%	55%	57.5%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として 設定。	
	多面的機能支払交付金において、 地域による農地・農業用水等の保 イ 全管理が実施される農用地のう	44.7%	元年度	60%	7年度	-	47%	48%	令和6年 8月下旬 把握予定		- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される 農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和7年度までに約6割以 上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定	
	ち、持続的な広域体制の下で保全 管理される農地面積の割合		の方法	作成時期:記	k産省農村振 関査年度の翌 毎年度の土地	年度8月頃	·画実績把拋	屋調査により)把握。				
			合いの 方法								苘		

						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块	
	7.5		7.5		7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
中山間地域等直接支払交付金の ・ 第5期対策期間(R2~R6)におい	7.5 万ha/年	30年度	7.5 万ha/年	6年度	7.2 万ha/年	7.4 万ha/年	7.4 万ha/年	令和6年 8月末 把握予定		F=一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3%(平成22年及び平成27年の耕地面積の比較)に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万haを乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。
ウ て減少が防止される中山間地域等の農用地の面積	把握0	世典:「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」(農林水産省農村振興局)及び農林業センサス(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。 注:各年度の目標値の7.5万haについては、第4期対策期間最終年度(令和元年度)の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を基に、上記の方									把握。 地面積減少率(5年間)を把握。
	達成度 判定		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:								苗
	4		15万		-	-	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標と して設定。
	15万 tCO2/年 3年度		tCO2/年	6年度	-	-	16万 tCO2/年	令和6年 8月末 把握予定		· F=一直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第2期(令和2年度~令和6年度)の中間年評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が15万tCO2/年と評価されたため、令和4年度以降の第2期においては15万tCO2/年を目標とする。
環境保全型農業直接支払交付金エの取組を通じた温室効果ガス削減量	把握0	出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温 を算出									・ 乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:15					50%以上90°	%未満、Cラ	ランク:50%未済	描

	施策(3)	生活インフラ	等の確保										
	施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	定住条件整	整備に向けて、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保、定住条件整備のための総合的な支援を推進する。										
	目標① 【達成すべき目標】	農村に住み	続けることが [・]	できるよう、定	住条件を整備	莆							
	was to be	***					• •	度ごとの目: 度ごとの実			指標一		
	測定指標	基準値 基準 年度		目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		0 元年地域		60		10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標として設定。	
	地域活性化対策において、新たに ア 農山漁村で暮らす人々が引き続き		元年度	地域	7年度	13 地域	25 地域	36 地域	43 地域		- 2 一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、定住条件整備に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるような目標値(地域数)を設定。	
	 住み続けるための取組の目標を達 − 成した地域数	出典:農林水産省農村振興局調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査											
		達成度 判定			6)=当該年度 50%超、Aラン				50%以上90	%未満、Cラ	ランク:50%未済	茜	

	施策(4)	鳥獣被害対	策等の推進												
	施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	鳥獣被害対	策等の推進に	進に向けて、鳥獣被害対策実施隊(注)の体制の強化等を推進する。											
	目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害対	喜対策実施隊の設置・体制強化を推進												
	測定指標	基準値		目標値			• • •	度ごとの目 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	/ 則た141保	基华 胆	基準 年度	日標目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	がた。日本・グラスでは、10mmに対し、10mmでは、1			
		37,279 人	30年度	43,800		39,100 人	40,000 人	41,000 人	41,900 人	42,900 人	0.4 -45	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。			
	ア 鳥獣被害対策実施隊の隊員数		30年度	À	7年度	39,943 人	41,396 人	42,053 人	42,110 人		· S↑-差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 鳥骸被害対策実施隊の隊員数は、鳥骸被害防止総合対策交付金等による活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度(30年4月末時点)を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定(年間950人程度増加)。			
		出典:農林水産省農村振興局調べ 把握の方法 作成時期:調査年度の10月頃 算出方法:都道府県を通じた開き取り調査により把握													
		達成度合いの 達成度合(%)={(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)}×100 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								荷					

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID		事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:6-①、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳、②、⑳)	(1)-②-ア (3)-①-ア	003339	(4)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主)	(4)-①-ア	003337
(2)	環境保全型農業直接支払交付金 (平成23年度) (主)	(2)-①-エ	003447	(5)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ	003338
(3)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	(1)-①-ア (2)-①-ウ	003336	(6)	農村整備事業 (令和3年度) (主)	(1)-②-ア (3)-①-ア	003469

行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段		税制の源	域収見込額()	減収額)	関連する	政策手段の概要等				
(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	指標	以宋丁权以佩女守				
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関(1) する法律 (平成20年) (主)	-	_		-	(4)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、 鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。				
農業の有する多面的機能の発揮 の促進に関する法律 (平成27年) (主)	-	-		-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、中山間地域等の農用地面積の減少防止、並びに温室効果ガス排出量の削減に寄与する。				

乘	替え予算に係る政策手段(参考)					
	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名(開始年度)	関連する指標	予算事業 ID
	(1) –	-	-	(2)	-	-
	各府省庁行政事業レビューシート 参照URL (注1)当該政策公野の主たス「予管」「注今」「発制」については「政策手段」の欄に「主い記載」でいる			_		

⁽注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注	鳥獸被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができるとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。
---	-----------	---